

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度予算への要望を提出  
～財務省、厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～…………… 1
- ・「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」、まとまる  
～第 3 回保育士等確保対策検討会です承～…………… 2
- ・保育所保育指針改定の検討始まる！  
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 1 回）報告～…………… 3
- ・平成 27 年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について…………… 5

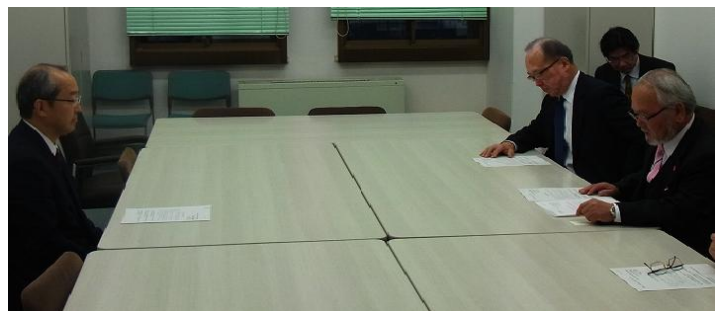
## ◆平成 28 年度予算への要望を提出◆

### ～財務省、厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～

平成 27 年 12 月 3 日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、「平成 28 年度予算への要望」を、財務省、厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。

平成 27 年 9 月に政府は、経済最優先を掲げる新政策「新・三本の矢（第一の矢『希望を生み出す強い経済』、第二の矢『夢をつむぐ子育て支援』、第三の矢、『安心につながる社会保障』）」を発表しています。それと連動して保育の受け皿が拡充され、保育士等確保対策についても追加方策の検討が進められています。そうした中で、担い手の確保や質向上のための体制整備について、実効性を伴った抜本的な改善を実現する財源確保を要望しています。

具体的には、次の 3 つの柱をもって、要望しています。詳細は添付の要望書をご参照ください。



要望の内容を財務省主計局可部哲生次長（写真左）に説く全保協 万田 康 会長（写真右）

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する総額 1 兆

円超の恒久的な財源確保が必要です

2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です
3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です

## ◆ 「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」、 まとまる◆

### ～第3回保育士等確保対策検討会です承～

12月4日に第3回保育士等確保対策検討会が開催され、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」（以下、「取りまとめ」）が承認されました。

11月16日に開催された第2回検討会には、小島副会長、上村副会長が出席し、本会の以下のような意見を述べています。

基本的な考え方として、保育士不足への対応は、要件の緩和ではなく、処遇改善によって保育士有資格者の確保をすすめる方向性とすべきであること、あわせて、厚生労働省から示された提案項目について、現行の緊急的な要件緩和にとどめることや一定の要件設定をすること等を求めました（全保協ニュースNo.15-20）。

そうした意見を受けたかたちで、今回の「取りまとめ」には「あくまでも待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする」と明記されています。また、それぞれに「質確保のための措置」（保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修を修了した者、家庭的保育者等適切な対応が可能な者に限ることとする、等）が付記されています。

また、第3回検討会での構成員からの意見等を受けて、処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化等が盛り込まれています。

#### 【第3回検討会で示された緊急的な対応方針】

##### 1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人の配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定のものを配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。
- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有さない一定の者も活用可能とする。

##### 2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用することができる。

○各教諭の活用にあたっては、

- ・幼稚園教諭については、主に3～5歳児、
- ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
- ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師、看護師、准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲に限ることとする。

### 3. 研修代替要員等の加配配置人員における保育士以外の人員配置の弾力化

○11 時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。

○公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。

※想定される対象範囲

研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

今後、年度内にこの「取りまとめ」に基づいた省令改正などが行われ、平成28年度から実効となる予定です。なお、緊急措置に関する議論は、第3回の議論をもって終了し、今後更なる保育士等確保に関する中・長期的な取り組み（保育士資格の新規取得者確保、保育士の就業継続支援、研修・キャリアアップ、業務の切り分け、離職者の再就職支援等）については、年明け以降に日程調整のうえ、検討を進めるものとされました。

第3回保育士等確保対策検討会資料は、以下のURLよりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106237.html>

※第3回検討会での意見を反映させた最終的な「取りまとめ」を本ニュースに添付しています。なお、今後パブリックコメントが行われる予定です。

## ◆保育所保育指針改定の検討始まる！ ～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回） 報告～◆

12月4日、厚生労働省は、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕を開催し、保育所保育指針改定に関する検討をスタートさせました。

本会村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が委員として参画し、資料3として示された「保育所保育指針改定に向けた検討課題（例）」に対し意見を述べました。

### 「保育所保育指針改定に向けた検討課題（例）」

○子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化（利用児童

数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。

○乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特徴を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。

○幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。

○養護、健康及び安全に関して、どのように記載し、内容を充実するか。

○虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

#### 【村松幹子委員意見】(全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長)

保育に関する制度が変わり、保育現場も変化してきている。保育士ではない方が保育の現場に入ってくる状況にもある。そのような方たちに、どのような保育を行うのかというビジョンを語れる園長でなければならない。そのために、施設長の責務・資質を書き込むことが必要。

保育にも教育があると私は言ってきているが、法で規定された教育と、保育の教育には違いがあると思う。私たちが子どもたちをどのような大人に育てたいのかというビジョンを持てば、保育における教育が明確になるのではないか。「人間教育」あるいは「全人教育」という言葉で記述されると、保育の現場における教育を力強く発信できるのではないか。

#### 【他の委員の主な意見】

○今後、保育所には保育補助の役割で、保育士資格のない方が入ってくる可能性がある。そのため、保育所保育指針には、保育士の役割・業務を規定すべき。

○地域型保育事業も視野に入れるべき。また、0～2歳児の発達にとって大切なこと等、子育て家庭の方にも読んでいただけるような記述であるべき。

○保育所が担うべき役割とそれに伴う業務を明確にし、それに対応する職員配置が、保育所保育指針をとおして、イメージできるようにすることが望ましい。

○保育士以外の専門職との連携が見える保育所保育指針とすべき。

○乳幼児期に大切にすべきことを可視化し、社会全体で共有すべき。

○施設長に求められるマネジメント能力やリーダーシップと、保育士に求められる保育の能力とは別のものである。その点について書き込むべきではないか。

○保育の方法として遊びがあるが、なぜ遊びが重要なのか、なぜ遊びが保育の中心なのか、その科学的根拠を書くことが必要。

○調理員も保育室に入り、子どもたちがどのように食べているのか、直接把握することなどが必要。調理員の役割を明確に記述すべき。

○なぜ遊びが保育の方法として重要なのか、その科学的根拠を書くことが必要。

○保育所では、養護と教育が一体となった保育が行われており教育がある。制度上学校教育とは呼ばれていないが、3歳以上児の保育については、幼稚園教育要領と整合性がとられていることを記述することにより、保育所に教育は無いとの誤解

が解けるものと思う。

○保育士に分かりやすい記述にすべき。また、保育士にはさまざまな役割が求められているが、すべてを保育士に担わせることとしてはならない。

○保育課程、指導計画、自己評価などの様式を、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領と整合性をとるべき。

なお、同委員会は、平成28年春頃を目途に中間とりまとめをし、平成28年度末までに新保育所保育指針およびその解説書を取りまとめることとしています。平成29年度を周知期間とし、施行は平成30年度となります。

次回は平成28年1月7日に開催され、その後、概ね月1回程度委員会が開催される見通しです。本ニュースにて逐次検討状況を伝えていく予定です。

## ◆平成 27 年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について◆

全社協・全国社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人制度改革による社会福祉法等の改正に対応するべく、標記「社会福祉法人制度改革対応セミナー」を全都道府県で開催予定です。

本セミナーでは、この法改正等により、今後、社会福祉法人に対応が求められる事項について、施行日に向けてのスケジュールも含めて、現段階で集約した情報提供を行うものです。

なお、経営者協議会の会員・非会員を問わず、ご参加いただけます。

詳しい日程等については、全社協・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ

( <http://www.keieikyo.gr.jp/> ) をご覧ください。